

奈良県営競輪場再整備・運営事業

募集要項

令和8年4月1日

奈良県

目 次

第1章 事業内容等に関する事項	1
1. 事業の概要	1
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 事業者選定に関する基本的事項	8
2. 募集及び選定に係るスケジュール	9
3. 事業者の募集及び選定の手続き等	9
4. プロポーザル参加に必要な資格要件	12
5. 公契約条例の適用	19
6. 契約の不締結・解除	19
7. その他留意事項	20
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	22
1. リスク分担における基本的な考え方	22
2. 適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用について（モニタリングの位置づけ）	22
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	23
1. 立地条件	23
2. 施設構成	24
第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	26
1. 基本的な考え方	26
2. 管轄裁判所の指定	26
第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	26
1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	26
2. 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	26
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合	27
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	27
1. 法制上及び税制上の措置	27
2. 財政上及び金融上の支援	27
3. その他の支援	27

第8章	その他本事業の実施に関する事項	27
1.	議会の議決	27
2.	情報公開及び情報提供	27
3.	契約保証金	27
4.	電子契約の可否	27
5.	募集要項等に関する問合せ先	28
別紙	予想されるリスクと責任分担表（案）	29

<添付資料>

- 資料1 提出書類一覧
- 資料2 提出書類様式集
- 資料3 企画提案書作成の留意点
- 資料4 優先交渉権者選定基準

第1章 事業内容等に関する事項

1. 事業の概要

(1) 事業名称

奈良県営競輪場再整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設等の種類

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条に定める競輪場

(3) 公共施設等の管理者の名称

奈良県知事 山下 真

(4) 事業の目的

奈良県（以下「県」という。）は、令和6年12月24日に開催した「奈良県営競輪あり方検討委員会」における「事業継続」の提言等を踏まえ、競輪事業を継続することとした。

また、奈良県営競輪場（以下「本施設」という。）においては、一部施設の耐震性能が不足することや、建設から長期間が経過することから、現状把握及び老朽化対策に必要な事項や整備手法の検討等を行った。

これらを踏まえ、県は、本施設敷地に点在する老朽化施設を建て替え等により集約化する本事業を実施し、令和12年度に開催予定の国民スポーツ大会リハーサル大会に向け、令和11年度内の工事完了と工事完了後3カ月以内の競輪場運営再開を目指す。

本事業は、老朽化した施設の解体、新スタンド及び競走路（バンク）（以下「バンク」という。）の整備、女子宿舎及び多機能棟の新設、既存施設の改修、再整備中及び再整備後の維持管理・運営等を行い、競輪事業を取り巻く環境の変化に対応した施設環境を整え、来場者サービスの向上、選手等の競技環境の改善及び運営の最適化を図るとともに、競輪事業の安定的な収益を確保することを目的とする。

(5) 事業の実施にあたって遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたって遵守すべき法令等は、「奈良県営競輪場再整備・運営事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）において示す。

(6) 事業方式

- ・再整備・運営に係るコストの縮減及び早期の整備着手を図るとともに、民間事業者の経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的な再整備・運営を実現することを目的として、事業方式は、県が本施設の所有や資金の調達を行い、民間事業者の本施設の設計・施工・運営を一体的に委託する、DBO方式とする。
- ・公募型プロポーザル方式として、複数の民間事業者（以下「構成企業」という。）から構成される事業者グループ（以下「参加事業者グループ」という。）により提案を受け、優先交渉権者を選定する。
- ・本事業を実施する事業者グループ（以下「事業者」という。）は、県と基本契約を締結するとともに、本施設の工事監理を含む設計・施工業務（以下「本施設の整備」という。）及び競輪場の維持管理業務・運営業務（以下「本施設の維持管理・運営」という。）の業務ごとに、県と各業務を担う事業者に属する構成企業との間

で、契約を締結した上で、本事業を実施する。

- ・本事業における契約事項について、県と事業者が協議し、各契約内容の変更や必要に応じた追加に対応する。事業者が、付帯事業、追加投資、ネーミングライツ等を実施する場合、必要に応じて各種契約を締結する。また、事業者と県が協議し、必要に応じて適切な条件（所有権、貸付料、収益帰属等）を取り入れた契約締結又は別途契約締結をすることとする。
- ・なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

(7) 事業スケジュール

事業期間は、基本契約の締結後から令和17年3月31日までとする。

また、事業開始は奈良県議会での議決を経て行うものとし、整備における工事完了等は、別途県と協議の上、定めるものとするが、令和12年には本施設での本場開催を再開し、令和12年度内に開催を予定している国民スポーツ大会リハーサル大会で使用できることを目標とする。

時 期	内 容
令和8年4月～8月	優先交渉権者の選定
令和8年8月	仮契約の締結
令和8年10月	本契約の締結（契約に係る議会の議決後）
令和8年11月～	本施設の整備
令和9年4月～9月	競輪場維持管理業務・競輪場運営業務 （本場開催・場外発売）
令和9年10月～	競輪場維持管理業務・競輪場運営業務 （場外発売・他場借上開催期間）
令和12年3月	本施設完成予定
令和12年4月～6月	準備期間
令和12年7月 ～令和17年3月	競輪場維持管理業務・競輪場運営業務 （本場開催・場外発売）

(8) 事業の業務内容

事業者が本事業において実施する業務内容は次に掲げる業務とする。各業務の詳細は、要求水準書において示す。

①事業統括管理業務

②競輪場再整備業務

- ア 建築設計業務
- イ 工事監理業務
- ウ 施工業務

③競輪場維持管理業務・競輪場運営業務

- ア 開催業務
- イ 事務業務

ウ 競輪の運営に係る提案した事項に係る業務

(9) 事業の実施に関する契約

県は、本事業の実施にあたり、次の①から③までに掲げる契約を事業者もしくは当該事業者に係る構成企業との間で締結するものとする。ただし、本事業に係る契約は奈良県議会の議決案件であることから、本契約に係る契約締結についての議決を得たことをもって効力発生条件とする停止条件付きの契約とし、可決されなかった場合は、本事業に係る契約を無効とし、県は一切の責任を負わないものとする。

①基本契約の締結

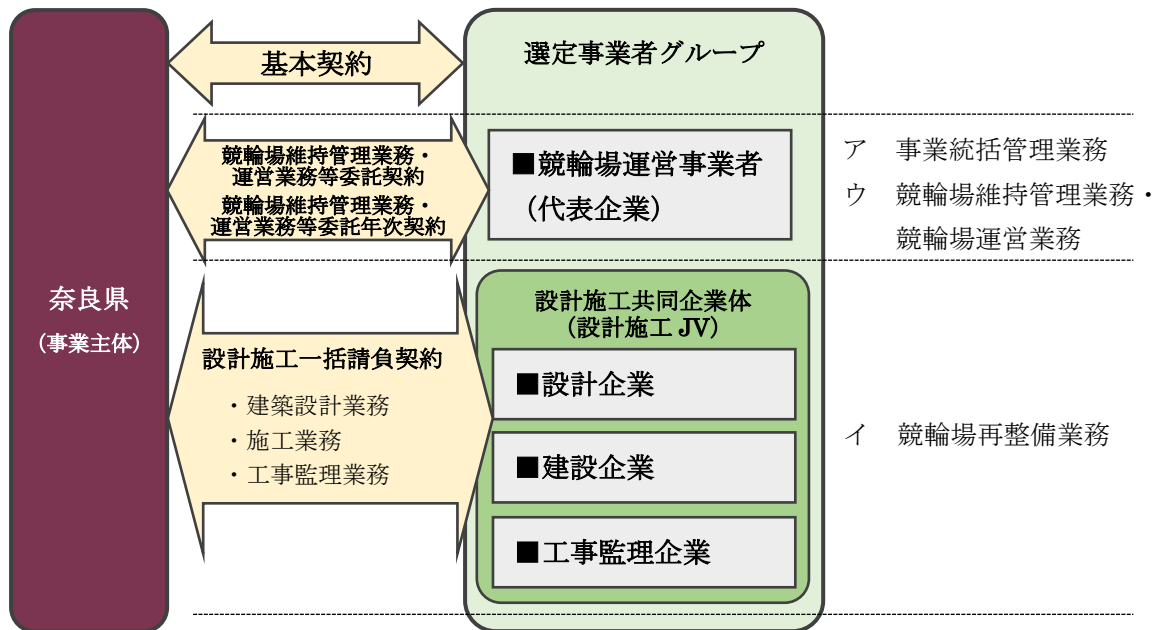
県は、事業者との間で、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めた「奈良県営競輪場再整備・運営事業に関する基本契約」（以下「基本契約」という。）を締結する。なお、基本契約の詳細については、「基本契約書（案）」によるものとする。

②設計施工一括請負契約の締結

県は、基本契約の定めるところにより、競輪場再整備業務における設計業務を実施する役割を担う企業（以下「設計企業」という。）、競輪場再整備業務における施工業務を実施する役割を担う企業（以下「建設企業」という。）及び競輪場再整備業務における工事監理業務を実施する役割を担う企業（以下「工事監理企業」という。）で構成される共同企業体（以下「設計施工JV」という。）との間で「奈良県営競輪場再整備・運営事業に関する設計施工一括請負契約」（以下「設計施工一括請負契約」という。）を締結する。なお、設計施工一括請負契約の詳細については、「基本契約書（案）」及び「設計施工一括請負契約書（案）」によるものとする。

③競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約の締結

県は、基本契約の定めるところにより、競輪場維持管理業務・競輪場運営業務を実施する役割を担う企業（以下「競輪場運営事業者」という。）との間で「奈良県営競輪場再整備・運営事業に関する競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約」（以下「競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約」という。）を締結する。また、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約は、本事業の本契約の締結から事業完了までの期間を対象として締結するものとし、これに基づく競輪場維持管理業務・運営業務等委託年次契約を本事業の事業期間内における毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間を対象として締結するものとする。ただし、令和8年度においては、契約締結日から令和9年3月31日までを業務引継期間とする。なお、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約の詳細については、「基本契約書（案）」、「競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約書（案）」及び「競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約に関する年次契約書（案）」によるものとする。



(10) 事業者の収入及び費用に関する事項

県は、基本契約に基づき、事業の実施に係る対価を事業者に支払う。

①事業統括管理業務

事業期間における事業統括管理に係る実施の対価は③競輪場維持管理業務・競輪場運営業務の委託料に含めるものとする。

②競輪場再整備業務

本施設の整備に係る実施の対価（以下「整備費」という。）は、10,518,174千円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払限度額とする。なお、ネーミングライツの提案があった場合、提案審査にあたっては、整備費からネーミングライツ提案金額を減じた額を競輪場再整備業務に係る費用として評価する。

③競輪場維持管理業務・競輪場運営業務

事業期間における各年度の競輪場維持管理業務・競輪場運営業務等の委託料は、下記アの定める額と、イに定める額の合計額を支払限度額とする。

ア 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務の委託料の額（受託場外開催分を除く）

年度	委託料の額	備考
令和9年度	823,858千円以内	消費税及び地方消費税（計10%）を含む
令和10年度	687,021千円以内	
令和11年度	687,021千円以内	
令和12年度	931,285千円以内	
令和13年度	931,285千円以内	
令和14年度	931,285千円以内	
令和15年度	931,285千円以内	
令和16年度	931,285千円以内	

ただし、開催日数の増加や特別競輪の開催が行われる際は、Fグレードの開催にあつては、予め県と協議して定める節単価を委託料に加算して支払うものとし、Gグレード以上の開催にあつては、都度、県と協議して定める額を委託料に加算するものとする。

イ 受託場外開催分の委託料

各年度における本施設の受託場外開催の車券売上金額に、それぞれの開催区分に応じ、次の受託場外開催委託率を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。）。

[場外開催委託一経費上限率]

特別競輪（G Pシリーズ、G I、全プロ、G II）	： 10.087%
記念競輪等（G III）	： 11.363%
F I及びF II	： 12.925%

ウ 収益保証

競輪場運営事業者は、令和9年度から令和11年度までは毎年度3億円、令和12年度から令和16年度までは毎年度3億円以上の収益を県に対して保証するものとし、各年度の収支が収益保証額に満たない場合は、その不足額を補填することとする。

(11) 付帯事業

①事業の実施

競輪事業等と連携し相乗効果を図ることのできる事業として、事業者の創意工夫により独立採算による事業（以下「付帯事業」という。）を行うことができるものとする。事業者が付帯事業を提案した場合、その維持管理及び運営は、事業者自らの責任及び費用負担において、実施し、所有権は県と協議して決定する。

②利用料金収入等

提案した付帯事業に係る利用料金等は、事業者の提案に基づき事業者が設定し、事業者に帰属するものとする。

③その他

当該敷地は市街化調整区域内に位置することから、付帯事業による要求水準書に記載のない建築物の建築等に係る関係法令上の手続き及び行政機関との協議等については、事業者の責任において行うものとする。また、当該手続きに付随して生じる地域住民等への説明・調整、その他の近隣対応についても、事業者の責任において実施すること。

(12) 追加投資等の取扱い

①契約した事業者の保有資産等（備品等を含む。）

契約した事業者は、本事業の実施のために保有する資産等について、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、新規投資、改修、追加投資を行うことができる。なお、追加投資の費用の対象部分は、所有権を含め県と協議し決定する。

②機能改善等の改修工事

本施設の事業効果の増大や利用促進等につなげるための機能改善等の改修工事について、事業者からの提案に基づき実施することを可能とする。なお、費用負担や実施の可否、所有権については、県と協議して決定する。

(13) ネーミングライツ

①命名権

県負担額の低減策として、事業者は競輪場敷地全体や本施設及び各施設の通称に係るネーミングライツについて、積極的に提案を行うこと。

通称とは、一般的な呼称として用いられる名称であり、県の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではない。ネーミングライツ導入後は、県のホームページや広報印刷物等において、通称を積極的に利用していくこととするが、奈良県議会議案や公文書等、必要な場合は、通称ではなく正式な施設名称を使用する。

使用できる通称は、品位、公共性、公益性を妨げず、県民に親しまれるものとする。なお、次の各号のいずれかに該当する等、県有施設としてふさわしくないと判断されるものは除く。

- ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性又は宗教性のあるもの
- オ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- カ 個人の氏名
- キ その他、名称として適当でないと認められるもの

なお、上記以外にも、県は、施設の特性により一定の条件を付与することができることとする。また、新たな通称が定着するまで、通称の使用開始から約1年間、条例上の名称を併記することがある。加えて、利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事情がある場合を除き、通称の変更はできないものとする。

事業者の選定後、選定事業者は名称等について県と詳細協議を行うこと。

②ネーミングライツ期間

ネーミングライツの期間は、運営開始日から令和17年3月末日までを予定する。なお、県及び事業者の事由にかかわらず、整備期間の変更等により、運営開始日（工事完了後3ヶ月以内）が変更となった場合は、当該日をネーミングライツ開始日とする。

③ネーミングライツ提案金額

ネーミングライツ提案金額について、令和12年4月1日から令和17年3月31日までを契約期間と想定し、提案すること。なお、県及び事業者の事由にかかわらず、整備期間の変更等により、運営開始日（工事完了後3ヶ月以内）が変更となった場合は、県と事業者で協議の上、契約期間に応じて契約金額を変更する。

また、金銭以外のものを対価とすることは認めず、提案金額に含めることはできないものとする。

④費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとする。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとする。

区分	施 工	費用負担	備考
看板の表示変更 (道路標識を除く)	命名権者	命名権者	
道路標識	県	命名権者	県が道路管理者として設置したものに限る
県の印刷物、県のホームページの表示変更	県	県	新規作成分を対象とする

⑤その他

ネーミングライツの付与は、施設の所有権、管理権等に影響を与えない。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡又は貸与することはできないほか、原則第三者の社名、商号、商品名、ブランド名その他これらに類する名称を使用することはできない。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定に関する基本的事項

(1) 事業者の募集・選定方法

県は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上、公募型プロポーザル方式により、参加事業者グループから提案を受け、優先交渉権者を選定する。詳細は、「優先交渉権者選定基準」（資料4）において示す。

(2) 審査の方法

プロポーザルにおける審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

①プロポーザル参加資格審査

参加事業者グループに対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類等の提出を求め、プロポーザル参加資格保有者であること等、形式面で資格を有しているかの確認を行う。

②提案審査

①において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された参加事業者グループから提案を受け、参加事業者グループからの企画提案、事業費等を総合的に評価し、最も評価点の高い者を優先交渉権者及び第2位の者を次点交渉権者として決定する。

(3) 審査委員会

県は、学識経験者等から構成される「奈良県営競輪場活性化等検討委員会」（以下「審査委員会」という。）において、参加事業者グループからの企画提案を審査する。審査委員会は以下の委員で構成される。

なお、委員に対し、参加事業者グループ又はその関係者が直接・間接を問わず連絡、面会、情報提供、依頼等を行うことを一切禁止する。左記の行為が判明した場合は、契約の不締結・解除等の対応をとることがある。

(五十音順・敬称略)

	区分	氏名	所属・役職等
委員	スポーツ (学識経験者)	松岡 宏高	早稲田大学スポーツ科学学術院 院長
	中小企業診断士 (専門家)	石川 聖子	i i f u l 株式会社 代表取締役
	都市計画・建築 (学識経験者)	中山 徹	奈良女子大学 名誉教授
	弁護士 (専門家)	丹生谷 美穂	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
	経済 (有識者)	西川 恵造	一般財団法人南都経済研究所 理事長

2. 募集及び選定に係るスケジュール

事業者の募集及び選定にあたっては、以下のスケジュールにより行う予定である。

時期（予定）	内 容
令和8年4月1日（水）	事業者募集の公告（募集要項及び要求水準書（以下「募集要項等」という。）等の公表）
令和8年4月7日（火）	募集要項等に関する説明会（現地説明含む）参加申込書締切
令和8年4月13日（月）～ 令和8年4月14日（火）	募集要項等に関する説明会（現地説明含む）の開催
令和8年4月15日（水）～ 令和8年4月21日（火）	募集要項等に関する質問の受付
令和8年5月15日（金）頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和8年6月16日（火）～ 令和8年6月22日（月）	参加資格審査申請関係書類の受付
令和8年7月上旬	参加資格審査結果の通知
令和8年7月7日（火）～ 令和8年7月13日（月）	企画提案関係書類の受付
令和8年7月下旬～ 令和8年8月上旬	企画提案等に関するプレゼンテーション
令和8年8月上旬～中旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年8月中旬～下旬	仮契約の締結
令和8年10月	本契約の締結（契約に係る議会の議決後）

3. 事業者の募集及び選定の手続き等

（1）募集要項等に関する説明会（現地説明含む）

募集要項等に関する説明会（現地説明含む）は、次のとおり行う。

①会場・日程

会場：奈良県営競輪場（奈良市秋篠町98番地）

日程：令和8年4月13日（月）又は令和8年4月14日（火）

留意事項：募集要項等に関する説明会終了後、続けて現地説明会を行う。

別途、県が上記日程から参加日時を指定する。

事業者グループでの参加を基本とし、申込（参加）人数は10名までとする。

②説明会参加申込書の受付

参加希望者は「説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「奈良県営競輪場再整備・運営事業 説明会参加申込書」と記載すること。

なお、電子メール送信後、「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」まで電話連絡を行い到達の確認をすること。

③受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月7日（火） 午後4時まで

④提出先

「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」とする。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問の受付は、次の手順により行う。

①質問の方法

質問は、「質問書」（様式2）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて提出すること。電子メールの件名には〔奈良県営競輪場再整備・運営事業 質問書〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」まで電話連絡を行い到達の確認をすること。下記に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

②受付期間

令和8年4月15日（水）～令和8年4月21日（火） 午後4時まで

③質問への回答の公表

提出された質問への回答は、県ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものについては公表しない場合がある。

公表日 令和8年5月15日（金）頃

※質問の内容等によって、大幅に公表が遅れる場合、改めて県ホームページで公表日を提示することがある。

④提出先

「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」とする。

(3) 参加資格審査申請関係書類の受付、結果の通知

参加資格審査申請関係書類の受付は、次の手順により行う。参加資格審査の結果は、参加事業者グループの代表企業に対して資格審査通知書の発送により通知する。

①提出書類

「提出書類一覧」（資料1）に示すとおりとする。

②提出方法

「提出書類一覧」（資料1）に示す方法で提出すること。

電子ファイルは電子メールにて、紙媒体は持参又は郵送（郵送は書留郵便に限り、受付期限必着。）にて受付期間内に全て提出すること（提出日は、電子ファイル及び紙媒体を含め全ての提出書類を収受した日とする。）。

電子メールの件名及び郵送による封筒には〔奈良県営競輪場再整備・運営事業参加資格審査申請関係書類〕と記載すること。なお、電子メール送信後は、「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」まで電話連絡を行い到達の確認をすること。

なお、電子メールは、容量5MB以内で送付し、1通あたり容量5MBを超える場

合は、提出書類ごとに分割して送付すること。

③受付期間

令和8年6月16日（火）～令和8年6月22日（月） 午後4時まで

④提出先

「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」とする。

(4) 企画提案関係書類の受付

企画提案関係書類の受付は、次の手順により行う。

①提出書類

「提出書類一覧」（資料1）に示すとおりとする。

「企画提案書」（様式7）及び「企画提案概要版」の作成（企画提案書参考資料を除く）にあたっては、「企画提案書作成の留意点」（資料3）を参照すること。

なお、正本には民間事業者（会社）名を記載し、副本には民間事業者（会社）名・ロゴマーク等民間事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

②提出方法

「提出書類一覧」（資料1）に示す方法で提出すること。

電子ファイル（正本及び副本）は電子メールにて、紙媒体（正本及び副本）は持参又は郵送（郵送は書留郵便に限り、受付期限必着。）にて受付期間内に全て提出すること（提出日は、電子ファイル及び紙媒体を含め全ての提出書類を収受した日とする。）。

電子メールの件名及び郵送による封筒には「奈良県営競輪場再整備・運営事業企画提案関係書類」と記載すること。なお、電子メール送信後は、「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」まで電話連絡を行い到達の確認をすること。

なお、電子メールは、容量5MB以内で送付し、1通あたり容量5MBを超える場合は、提出書類ごとに分割して送付すること。

③受付期間

令和8年7月7日（火）～令和8年7月13日（月） 午後4時まで

④提出先

「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」とする。

(5) 企画提案等に関するプレゼンテーション

参加事業者グループは、その内容について提案審査の一環として、プレゼンテーションを実施する。また、応募事業者多数の場合、審査委員会の意見を踏まえ、書類審査により選考した上で実施することがある。なお、プレゼンテーションの日時（県が指定）及び場所等の詳細は資格審査通知書と併せて通知する。

①会場・日程

会場：奈良市内

日程：令和8年7月下旬～8月上旬

留意事項：出席者は、説明者を含め、10名までとする。

出席者は、構成企業のみとする。

②使用資料等

プレゼンテーションには、提出した企画提案書の拡大パネルやパワーポイント等にて作成したスライドを使用することができる。ただし、企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、県が用意し、模型及び動画を使用したプレゼンテーションは不可とする。

プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書の内容のみを表現したものとす。

技術・工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、プレゼンテーションに先立ち追加資料の提出を求める場合がある。

(6) 優先交渉権者の決定及び公表

審査委員会にて、参加事業者グループから提出された企画提案書を審査し、評価点が最も高く優れていると認めたものを優先交渉権者、2番目に評価点が高かったものを次順位交渉権者として選定する。その結果は、県ホームページにて公表する。

(7) 仮契約の締結

県は優先交渉権者と協議の上、本事業に係る仮契約を締結する。ただし、協議が整わない場合は、次順位交渉権者を優先交渉権者として、あらためて協議を行うこととする。

(8) 本契約の締結

仮契約は、県議会の議決を経たときに本契約となる。

4. プロポーザル参加に必要な資格要件

(1) 参加事業者グループの構成

①参加事業者グループは、本事業に関する企画力、資本力、経営能力等を備えた者とし、複数の企業で構成される民間事業者のグループとする。県との契約締結先が複数となる場合は、その該当するすべての民間事業者をグループの構成企業とする。

②参加事業者グループにおいては、本事業における次のアからウまでに掲げる業務のすべてを実施する構成企業から構成されていることとし、当該参加事業者グループを総括して応募に係る手続を行う企業（以下「代表企業」という。）を定める。

ア 事業統括管理業務

イ 競輪場再整備業務

i 建築設計業務

ii 工事監理業務

iii 施工業務

ウ 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務

i 開催業務

ii 事務業務

iii 競輪の運営に係る提案した事項に係る業務

③ ①の要件において、同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監

理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）で関係のある者が兼ねることはできない。

- ④参加事業者グループは、参加資格審査申請関係書類の提出時に参加事業者グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）及びこれらの者の担当業務を明らかにすること。
- ⑤プロポーザル参加手続等を行う代表企業は、②のア 事業統括管理業務にあたる者とする。
- ⑥ ②のア 事業統括管理業務にあたる者と競輪場運営事業者は同一とすること。
- ⑦付帯事業にあたる者は、設計企業、建設企業、工事監理企業、又は競輪場運営事業者のいずれかとする。
- ⑧バンク整備にあたっては、バンクの新設・改修工事等の実績を有し、当該業務の品質確保に十分な能力を有する者（以下「バンク事業者」という。）を選定すること。
なお、バンク事業者は、構成企業とせず、協力企業として選定すること。

（2）参加事業者グループの参加資格要件

①一般的要件

参加事業者グループの全ての構成企業が、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 参加資格審査申請関係書類の提出日から優先交渉権者の決定日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でない者であること。

ウ 本事業について、次に掲げる「奈良県営競輪場再整備要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託」に関与した者及びこの者と資本面（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）において関連がある者でないこと。

名 称：日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

所在地：東京都文京区後楽1-4-27

名 称：森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業

所在地：東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング

エ 本事業の審査委員会委員と資本面（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）において関連がある者でないこと。

- オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ク 他の参加事業者グループの構成企業として参加していないこと。
- ケ 他の参加事業者グループの構成企業と資本面（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）において関連がある者でないこと。
- コ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。

②各業務にあたる者の参加資格要件

参加事業者グループの構成企業のうち、各業務にあたる者がそれぞれ次の前提条件及び資格要件を満たしていること。

ア 設計企業

単体または複数の者で実施のいずれかを可とする。

単体で行う場合は、以下の i から iii までの要件を満たすこととし、構成企業の複数の者で行う場合は、全社が i、ii の要件を満たすこと。iii の要件は、設計業務にあたる複数の者のグループとして満たせばよいものとする。

- i 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ii 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格（以下「県建設工事等競争入札参加資格」という。）のうち、建築設計業務に登録していること、又は物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、「Q 役務の提供」に登録している者であること。ただし、企画

提案関係書類の提出日までに登録が認められていれば可とする。

iii 次の要件を満たす技術者を配置できること。

- ・業務の遂行にあたっては、管理技術者（1名）及び各主任担当技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備各1名）を配置する。
- ・管理技術者、建築（総合）主任担当技術者又は建築（構造）主任担当技術者は、一級建築士とする。
- ・電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士とする。
- ・管理技術者及び各主任担当技術者については、兼務を不可とする。
- ・照査技術者を配置する。
- ・本業務の担当者については、事業者の事由による設計業務及び工事監理業務期間中の交代を原則不可とする。
- ・管理技術者、各主任担当技術者、照査技術者は、設計業務にあたる企業と直接的かつ恒久的な雇用関係にあり、その期間が参加資格審査申請関係書類の受付締切日から起算して過去3カ月以上である者とする。

イ 工事監理企業

単体または複数の者で実施のいずれかを可とする。

単体で行う場合は、以下の i から iii までの要件を満たすこととし、構成企業の複数の者で行う場合は、全社が i、ii の要件を満たすこと。iii の要件は、工事監理業務にあたる複数の者のグループとして満たせばよいものとする。

- i 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ii 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格（以下「県建設工事等競争入札参加資格」という。）のうち、建築設計業務に登録していること。又は物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、「Q 役務の提供」に登録している者であること。ただし、企画提案関係書類の提出日までに登録が認められていれば可とする。
- iii 次の要件を満たす技術者を配置できること。
 - ・業務の遂行にあたっては、管理技術者（1名）及び各主任担当技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備各1名）を配置する。
 - ・管理技術者は、一級建築士とする。
 - ・管理技術者及び各主任担当技術者については、兼務を不可とする。
 - ・本業務の担当者は、事業者の事由による工事監理業務期間中の交代を原則不可とする。
 - ・管理技術者、各主任担当技術者は、工事監理業務にあたる企業と直接

的かつ恒久的な雇用関係にあり、その期間が参加資格審査申請関係書類の受付締切日から起算して過去3カ月以上である者とする。

ウ 建設企業

単体または複数の者のいずれかを可とする。

複数の者で実施の場合の構成企業数は2者から4者までとし、施工業務の代表企業（以下「建設代表企業」という。）を定めることとする。共同施工方式で実施の場合は出資比率の最も大きな企業を建設代表企業とし、分担施工方式で実施の場合は分担工事額が最も大きな企業を建設代表企業とする。

単体又は建設代表企業はi～vの要件をすべて満たすこととする。

共同施工方式の建設代表企業以外の企業はi、ii、vi、viiの要件をすべて満たすこととし、分担施工方式の建設代表企業以外の企業はi、ii、viの要件をすべて満たすと共に、分担工事額に応じvii又はviiiを満たすこととする。

- i 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ii 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格（以下「県建設工事等競争入札参加資格」という。）のうち、建設工事（建築一式）に登録していること、又は物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、「Q 役務の提供」に登録している者であること。ただし、企画提案関係書類の提出日までに登録が認められていれば可とする。
- iii 経営事項審査結果における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- iv 施工業務責任者を配置できること。施工業務責任者の監理技術者及び現場代理人との兼務は可能とする。
- v 次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を配置すること。
監理技術者は専任を基本とするが、本事業の工事に着手するまでの期間はこの限りではない。なお、監理技術者は施工業務責任者及び現場代理人との兼務は可能とする。
 - ・ 一級建築士、一級建築施工管理技士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有するものとして認定した者であること。
 - ・ 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習の修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- vi 経営事項審査結果における建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。

- vii 次の要件を全て満たす建設業法第26条第1項の規定による主任技術者を配置できること。
主任技術者は基本的に専任とするが、本事業の工事に着手するまでの期間はこの限りではない。ただし、複数の者で施工業務を実施の場合は施工方式（共同・分担）に応じて配置する。
- ・ 一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士を有すること。
 - ・ 参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- viii 次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を配置できること。
監理技術者は基本的に専任とするが、本事業の工事に着手するまでの期間はこの限りではない。
- ・ 一級建築士、一級建築施工管理技士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有するものとして認定した者であること。
 - ・ 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習の修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

エ 競輪場運営事業者

単体または複数の者で実施のいずれかを可とする。

単体で行う場合は、以下のiからivまでの要件を満たすこととする。構成企業の複数の者で行う場合は、少なくとも1者はi、ii、ivの要件を満たすとともに、他の者はi～iiの要件を満たし、構成企業のいずれかがiiiの満たすこと。

- i 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q 役務の提供」に登録している者であること。ただし、企画提案関係書類の提出日までに登録が認められていれば可とする。
- ii 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項各号に該当しない者であること。
- iii 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を都道府県公安委員会から受けていること。ただし、警備業の認定を受けていない者は、警備業の認定を受けている者と共同企業体を構成して応募することができる。
- iv 事業統括管理責任者、運營業務統括責任者、運營業務副統括責任者を配置できること。

(3) 共同企業体に関する要件

①設計施工共同企業体（設計施工JV）に関する要件

競輪場再整備業務における設計施工JVの要件は以下の通りとする。

- ア 設計施工 J V の代表者は建設企業による。施工業務を複数の者で行う場合は建設代表企業が設計施工 J V の代表者を務めるものとする。
- イ 設計企業及び工事監理企業については、出資比率は適用しない。
- ウ 施工業務を複数の者で行う場合は、共同施工方式と分担施工方式のいずれかは任意とする。
- エ 施工業務について共同施工方式で実施する場合は、建設企業にて出資を行う。施工業務の企業数が 2 社以上の場合の出資比率は、2 社の場合はいずれも 30% 以上、3 社の場合はいずれも 20% 以上、4 社の場合はいずれも 15% 以上とする。
- オ 施工業務について分担施工方式で実施する場合は、分担工事額が最大の企業を建設代表企業とする。
- カ 参加表明書等の提出と同時に、「設計施工共同企業体の構成に関する協定書（案）」を使用し、設計施工 J V の構成に応じた協定書を提出する。

②運営業務共同企業体（運営業務 J V）に関する要件

競輪場維持管理業務・競輪場運営業務を複数の者で実施する場合は参加表明書等の提出と同時に業務の履行方式に応じた協定書を提出する。

- ア 1 つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する場合は「競輪場維持管理業務・運営業務等共同企業体の構成に関する協定書【分担履行型】（案）」を使用する。
- イ 1 つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する場合は「競輪場維持管理業務・運営業務等共同企業体の構成に関する協定書【共同履行型】（案）」を使用する。

（４）参加事業者グループの変更

①参加事業者グループの変更

企画提案関係書類により参加の意思を表明した参加事業者グループの構成企業の変更は原則として認めない。

また、参加資格を有するとの確認を受けた参加事業者グループが、参加資格審査基準日以降、優先交渉権者の決定日までに参加資格要件を欠く事態に至った場合には、原則として当該参加事業者グループは失格とする。

ただし、次のア又はイに該当する場合は県と協議することができる。

- ア 参加資格審査申請関係書類の提出日から企画提案関係書類の提出日の 4 日前まで

代表企業以外の構成企業が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした若しくはなされたこと又は県から入札参加停止を受けたことにより参加資格を失った場合、その他県がやむを得ないと認めた場合において、企画提案関係書類の提出日の 4 日前までに県と協議を行い、構成企業を補充する等を行い、改めて参加資格審査申請関係書類を提出し、企画提案関係書類の提出日までに参

加資格の確認を受けたとき。

- イ 企画提案関係書類の提出日の翌日から優先交渉権者の決定日まで
代表企業以外の構成企業が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした若しくはなされたこと又は県から入札参加停止を受けたことにより参加資格を失った場合、その他県がやむを得ないと認めた場合において、県が別途指定する期間内に当該構成企業を変更し、提案内容の継続性を担保するために必要な措置を講じたとき。

②参加事業者グループの変更の手続き

代表企業以外の構成企業を変更する場合、参加事業者グループは、「参加事業者グループの構成員の変更申請書」（様式4）を県に提出すること。

なお、構成企業を変更したことによって、新たに構成企業となる者の参加資格審査基準日は、参加事業者グループが「参加事業者グループの構成員の変更申請書」を提出した日とする。

5. 公契約条例の適用

本事業は、特定公契約として契約するものであり、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号、以下「公契約条例」という。）第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、公契約条例第8条から第17条までの規定の適用を受ける者とする。

事業者は、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則（平成26年7月奈良県規則第33号）を遵守し、基本契約書に添付する「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければならない。事業者が、これらの条項に違反した場合は、公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止の対象となることがある。

詳細は県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照すること。

6. 契約の不締結・解除

優先交渉権者の決定日から本契約締結までの間に、優先交渉権者の構成企業のいずれかが参加資格を欠く事態に至ったとき及び次のいずれかに該当する事由があると認められるときには、原則として仮契約をせず、仮契約を締結しているときは解除する。

ただし、優先交渉権のうち代表構成企業以外の構成企業については、県が別途指定する期間内に参加資格を欠いた者を変更し、提案内容の継続性を担保するために必要な措置を講じた場合に限り、仮契約の締結について県と協議することができる。

また、本契約の締結後、構成企業のいずれかについて、次のいずれかに該当する事由があると認められるときには、本契約を解除することがある。この場合、事業者は、損害賠償金を納付しなければならない。

- (1) 事業者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、

個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 事業者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (4)に掲げる場合のほか、事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本事業の契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)にあたって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本事業の契約に係る下請契約等にあたって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本事業の契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき。
- (9) その他、企画提案に関し、提示した事項及び条件に違反、又は契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。

7. その他留意事項

(1) 公正な公募の確保

- ①参加事業者グループは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②参加事業者グループは、競争を制限する目的で他の参加事業者グループと参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に応募書類を作成しなければならない。
- ③参加事業者グループは、優先交渉権者の選考前に、他の参加事業者グループに対して応募書類を意図的に開示してはならない。
- ④参加事業者グループが不正または不適切な行動をする等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を排除し、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは中止する場合がある。

(2) 企画提案書等提出書類の取扱い

①著作権

提出された企画提案書等の著作権は、参加事業者グループに帰属する。ただし、優先交渉権者の選定に関する情報の公表時及びその他県が必要と認める場合、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。契約に至らなかった参加事業者グループの提出書類については、優先交渉権者の選定以外には使用しない。なお、提出を受けた書類等は返却しない。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等のその他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、アプリケーションソフトウェア、サービス提供方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加事業者グループが負うものとする。

③提出書類の書き換えの禁止

提出書類の提出期限後における記載内容の変更(追加)は、原則として認めない。

④使用する言語及び通貨等

提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時、計量単位は計量法によるものとする。

⑤提出書類への記載に関する実施

企画提案書等の内容が、質問回答書及び要求水準書等で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して企画提案書等はこれらに優先する。また、企画提案書等に記載された事項の実施可否等については、優先交渉権者決定後に、県と協議の上、県の承諾を受け決定する。なお、左記協議時において、企画提案書に記載された事項について、県が実施内容の変更又は取消等を指示することがある。

加えて、企画提案書等における図面は本事業実施にあたり拘束力を有するものではなく、本事業実施に用いる正式な図面は、契約後に県との協議・調整を経て確定する。

⑥県の提示資料の取扱い

参加事業者グループは、県が提供する資料を、提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑦公募の辞退

参加資格審査の結果により、参加資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、企画提案関係書類の提出日の前日までに「応募辞退届」(様式5)を県に提出すること。なお、郵送する場合は、必ず書留郵便とすること。

(3) 提案に係る費用負担

提案に係る費用については、全て参加事業者グループの負担とする。

(4) 参加資格審査基準日

参加資格審査基準日は、令和8年6月22日(月)とする。

(5) 応募の無効又は失格

①参加資格審査基準日時点で参加資格がない者が行った応募を無効とする。

②参加事業者グループ又は構成企業に次のいずれかに該当する事由があると認められる場合は、失格とする。

- ア 企画提案に対して、二以上の提案をした場合。
- イ 参加資格審査申請関係書類又は企画提案関係書類において、提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合。
- ウ 参加資格審査申請関係書類又は企画提案関係書類において、記載すべき事項の全部又は一部について記載がない場合。
- エ 参加資格審査申請関係書類又は企画提案関係書類において、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- オ 参加資格審査申請関係書類又は企画提案関係書類において、添付すべき書類の添付がない場合。
- カ 参加資格審査申請関係書類又は企画提案関係書類において、虚偽の内容又は提案金額その他の記載内容に計算誤りその他の不整合が認められる場合。
- キ 事業の実施に係る対価について、支払限度額（各年度ごとの支配限度額を含む）を超える提案が提出された場合。
- ク その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ケ 審査の公平性を害する行為があった場合。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担における基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、県と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い本事業の実施を目指すものとする。

この考え方に基づいて、予想されるリスク及び県と事業者の責任分担は、別紙「予想されるリスクと責任分担表（案）」に基本的な考え方を定めるものとする。

2. 適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用について（モニタリングの位置づけ）

（1）ガバナンスの基本的な考え方

本事業では、事業期間を通じて全ての業務が円滑に遂行され、確実に事業成果が創出されるよう、県と事業者が協働してガバナンスの枠組みを構築する。このガバナンスは、単なる監督・報告関係にとどまらず、官民が互いに依存し合う構造を踏まえ、課題の早期発見と改善を図る協働型の仕組みとする。

（2）モニタリングの位置づけ







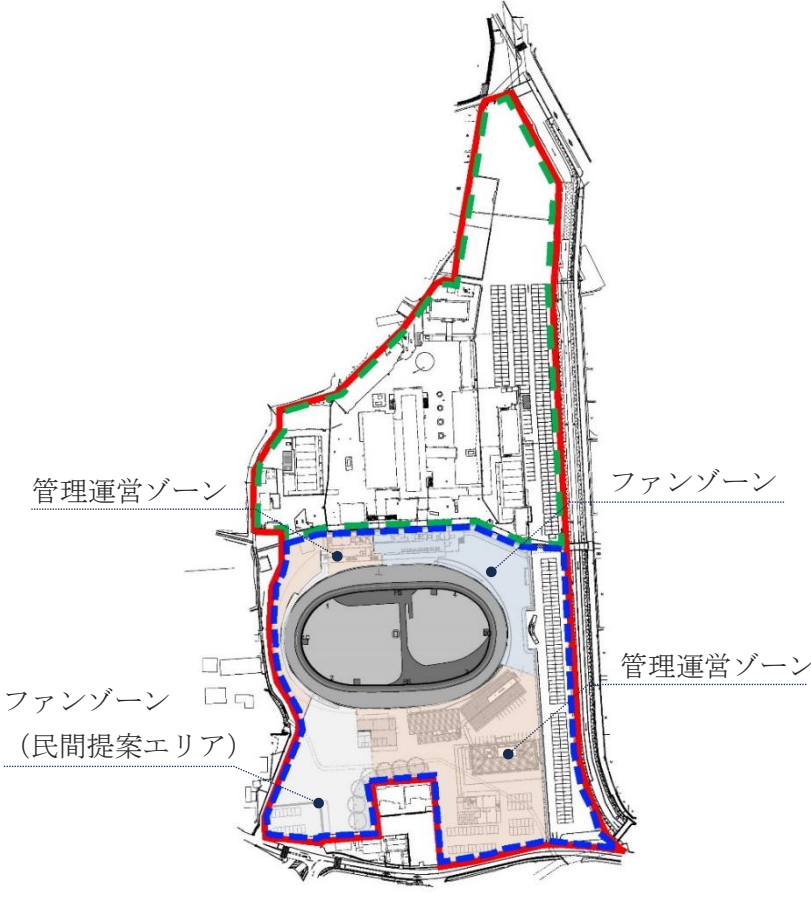
県は、本事業全体の品質・成果を確保するため、事業者の実施状況を把握・確認し、必要に応じて助言・指導を行う。事業者は、要求水準書に定める基準に基づき、自らの業務を定期的に点検（セルフモニタリング）し、その結果を適切に保存する。県からの求めがあった場合には、モニタリング結果を速やかに報告するものとする。

（3）詳細の取扱い

ガバナンス及びモニタリングの具体的内容については、要求水準書に従うものとする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地条件

所在地	奈良県奈良市秋篠町98番地（本施設）		
事業用地の構成	本事業敷地		約66,000㎡
	南側敷地（主整備エリア）		約37,000㎡
	北側敷地		約29,000㎡
再整備後のゾーニング（南側用地）	ファンゾーン※北東部		約20,300㎡
	管理運営ゾーン		約12,200㎡
	ファンゾーン （民間提案エリア）※南西部		約4,500㎡
整備範囲			
道路条件	敷地南側：42条1項1号道路 県道奈良精華線 敷地西側：42条2項道路		
用途地域等	用途地域	市街化調整区域	
	容積率	200%	

	建蔽率	60%
	高度地区指定	指定なし
	防火地域指定	指定なし
交通・アクセス	鉄道：近鉄京都線平城駅から約650m 車：第二阪奈道路宝来インターチェンジから約4.6km	

2. 施設構成

本事業で整備する主な本施設の構成及び概要は次のとおりである。各施設の詳細は要求水準書にて示す。

(1) ファン向け機能

分類	必要諸室等	留意事項
レース観戦	一般観覧席、特別観覧席、BOX席	・ファンが快適に観戦できる環境の整備
ファンサービス	ホール（イベントスペース）、ガイドンス、手荷物預り所、相談室、救護室、売店（飲食含む）、授乳室等	・ファンの利便性を向上させる環境の整備
投票・払戻	投票所	・観覧席に隣接した配置
入退場門ゲート	入場門、車寄せスペース、バス乗り場、駐輪場	・メインスタンドにアクセスしやすく、来場者用駐車場に近接した位置に配置 ・バス及びタクシーの停車スペース等を確保

(2) 管理者向け機能

分類	必要諸室等	留意事項
管理運営	施行者事務室、包括委託事業者事務室、来賓室、会議室等	・競技運営との連携が図りやすい位置に配置
投票集計	投票所、金庫、集計センター	・投票所間の専用動線を確保
場内管理	場内警備室、防災室、仮眠室	・ファンゾーンとの連携に配慮
収納	倉庫・書庫	

(3) 競技運営向け機能

分類	必要諸室等	留意事項
競走路	バンク	・老朽化による全面改修
競輪開催	開催執務委員長室、競技委員長室等	・既存施設（管理センター）を活用
審判	審判室、写真判定室、走路審判室等	・放送室に近接した配置 ・ゴールライン上に配置
放送	録音室、放送室、スタジオ、実況放送室、カメラ室等	・審判室に近接した配置
その他	誘導員控室、走路清掃員控室、敢闘門等	・バンクに近接した配置

(4) 選手向け機能

分類	必要諸室等	留意事項
選手管理	管理室、検車場、ローラー室、選手控室、医務室等	・既存施設（管理センター、飛天交流館）を活用 ・記者と交錯しない動線の確保
宿泊	選手宿舎（宿泊室、脱衣室、食堂、浴室、洗面室、洗濯室、リネン室等	・既存宿舎の活用（男子用） ・女子宿舎（28人利用）の整備
選手会	事務室、トレーニング室、自転車整備場、シャワー室	・選手の育成スペース、地元学生の練習利用
取材対応	番組編成室、インタビューゾーン、記者室	・既存施設（管理センター、飛天交流館）を活用

(5) ファンゾーン（民間提案エリア）

分類	必要諸室等	留意事項
ファンサービス	トイレ等	
その他	提案内容に応じて設定すること	・自転車競技の普及やスポーツ振興に資する地域住民や子どもの居場所となる地域に親しまれる空間

第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、契約に規定する措置に従うものとする。

2. 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難になった場合には、以下の措置を講じる。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) モニタリング結果に基づく是正措置等

県は、事業者が契約で定める条件に違反した場合、又は事業者により提供される本事業の業務内容が要求水準を満たさないと判断した場合には、事業者に対して業務の改善勧告及び支払金の減額等を行うことができる。

(2) モニタリング結果に基づく契約解除

県は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかつた場合には、契約を解除することができる。

また、県は、事業者が改善措置を講じてもなお、本事業の実施に重大な障害の発生が懸念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、契約を解除することができる。ただし、県は、契約を解除する前に、事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

(3) 事業者の倒産等による契約の解除

県は、事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には契約を解除することができる。

(4) 損害賠償

(2) 及び (3) の規定により契約を解除した場合、事業者は県に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 契約の解除

県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難と合理的に判断される場合、事業者は契約を解除することができる。

(2) 損害賠償

(1) の規定により事業者が契約を解除した場合、県は事業者に生じた損害を賠

償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合
不可抗力その他県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合には、県及び事業者は、事業継続の可否について協議することとする。なお、一定期間内に協議が整わなかった場合、契約に規定する措置に従うこととする。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2. 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3. その他の支援

県は事業者が本事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第8章 その他本事業の実施に関する事項

1. 議会の議決

本事業の実施に係る議案の県議会への提出予定は次に示すとおりである。

本事業の契約に関する議案 令和8年9月定例奈良県議会

2. 情報公開及び情報提供

奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供はインターネット等を通じて行う。

3. 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによる。

4. 電子契約の可否

(1) 可とする。

(2) 電子契約を希望する場合は、優先交渉権者の決定後速やかに県会計局のホームページ

ジに掲載している「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて提出すること。電子メールの件名には〔奈良県営競輪場再整備・運営事業 電子契約同意書〕と記載すること。電子メール送信後、「第8章 4. 募集要項等に関する問合せ先」まで電話連絡を行い到達の確認をすること。

5. 募集要項等に関する問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県産業部経営支援課 地域産業振興係

「奈良県営競輪場再整備・運営事業」担当

電話番号：0742-27-8804

FAX番号：0742-23-1396

メールアドレス：syoko@office.pref.nara.lg.jp

別紙 予想されるリスクと責任分担表（案）

本責任分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものであり、対応方針については県と協議の上決定する。

●主分担 ▲従分担

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
				県	事業者	
共通事項	1	募集書類 リスク	募集要項等の誤り・内容の変更によるもの	●		
	2	資金調達 リスク	県が調達する本事業の支払金に関するもの	●		
			事業者の資金調達に関するもの		●	
	3	許認可 リスク	県の事由による許認可等取得遅延によるもの	●		
			事業者の事由による許認可等取得遅延によるもの		●	
	4	法令変更 リスク	本事業（付帯事業を除く）に直接影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	●		
			上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		●	
	5	税制変更 リスク	本事業（付帯事業を除く）に直接影響を及ぼす税制度の新設・変更によるもの	●		
			法人の利益にかかる税制度の新設・変更によるもの（法人税等）及び上記以外の税制度の新設・変更によるもの		●	
	6	近隣対応 リスク	本事業（付帯事業を除く）に対する住民反対運動等	●		
			上記以外のもの		●	
	7	環境影響 リスク	事業者の業務により生じる環境への影響		●	
			上記以外のもの	●		
8	事業中止・ 延期・遅延 リスク	県の事由による事業の中止・延期・遅延	●			
		事業者の事由による事業の中止・延期・遅延		●		
9	第三者賠償 リスク	県の事由による事故によるもの	●			
		事業者の事由による事故によるもの		●		
10	不可抗力 リスク	戦争、暴動、天災等による事業の延期・中止・変更及び費用の増加	●	▲	※1	
11	情報漏洩 リスク	県の事由によるもの	●			
		事業者の事由によるもの		●		

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
				県	事業者	
共通事項	1 2	債務不履行リスク	要求水準の未達		●	
	1 3	物価変動リスク	インフレ・デフレによる費用の増減	●	▲	※ 2
	1 4	付帯事業リスク	付帯事業の実施に関するもの		●	
契約締結前段	1 5	応募費用リスク	応募に係る費用負担		●	
	1 6	契約リスク	県の帰責事由（議会の決議が得られない場合を含む）により事業者と契約締結できないリスク	●		※ 3
			事業者の帰責事由（議会の決議が得られない場合を含む）により県と契約締結できないリスク		●	※ 3
調査・設計・施工段階	1 7	用地リスク	土壌汚染、地中障害物の発見、埋蔵文化財の発見等の用地の不適合のうち、県が提示した資料等により通常予測可能なものによるもの		●	
			上記以外の予測できない用地の不適合に関するもの	●		
	1 8	測量・調査リスク	県が提示した測量・調査資料に関するもの	●		
			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●	
	1 9	設計リスク	県の事由による設計等の完了遅延・設計費の増大	●		
			事業者の事由による設計等の完了遅延・設計費の増大		●	
	2 0	施工遅延リスク	県の事由による工事の遅延・工事費の増大	●		
			事業者の事由による工事の遅延・工事費の増大		●	
	2 1	施設性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		●	
	2 2	施設の不適合リスク	基本契約に規定する契約不適合の責任期間中に見つかった施設の不適合によるもの		●	
基本契約に規定する契約不適合の責任期間後に見つかった施設の不適合によるもの			●			

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
				県	事業者	
維持管理・運営段階	23	業務開始遅延リスク	県の指示又は県の責めに帰すべき事由による業務開始の遅延	●		
			上記以外の要因による業務開始の遅延		●	
	24	業務内容変更リスク	県の指示による業務内容の変更	●		
			上記以外の要因による業務内容の変更		●	
	25	施設損傷リスク	県の指示又は県の責めに帰すべき事由による施設、設備の損傷	●		
			事業者の事由による施設、設備の損傷		●	
			第三者(利用者)の過失等、県及び事業者のいずれの事由によらない施設、設備の損傷	●		
	26	維持管理・運営費の変動リスク	県の指示又は県の責めに帰すべき事由による維持管理・運営費の変動	●		
			上記以外の要因による維持管理・運営費の変動		●	
	27	水光熱費リスク	維持管理・運営期間中の水道電気代等の変動	●		
			維持管理・運営費に含める燃料費等の変動		●	
	28	需要変動リスク	本施設に対する需要変動に関するもの		●	
29	什器備品管理リスク	県の指示又は県の責めに帰すべき事由による什器備品等の盗難・破損・紛失等に関するもの	●			
		上記以外の要因による什器備品等の盗難・破損・紛失等に関するもの		●		
30	修繕リスク	事業者がサービス向上等のために整備した設備等の修繕に関するもの		●		
		県が所有する建物・設備等の大規模修繕に関するもの	●			
		修繕実施による施設閉鎖による収入・費用への影響に関するもの	●	●		
終了段階	31	移管手続リスク	事業終了時の移管手続きに関する諸費用等		●	
	32	事業期間完了時の本施設の状態	維持管理・運営終了時の本施設の状態に関する要求水準の未達		●	

※1 不可抗力リスクは、一定の金額以下は事業者負担、それを超える金額は県負担とする予定である。

- ※2 一定の物価変動が生じた場合に県の支払金額の見直しを行う予定である。
- ※3 県及び事業者のどちらの帰責事由でもなく、県議会の議決が得られないことにより契約締結を遅延・中止した場合、それまでにかかった費用は、各者の負担とする。